

企画競争実施の公示

平成31年 2月15日

近畿地方整備局福井河川国道事務所長

嶋田 博文



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 九頭竜川流域防災センター情報支援業務
- (2) 業務内容 本業務は河川法第99条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人への委託である。業務内容は、九頭竜川鳴鹿大堰をはじめとした九頭竜川流域の河川防災情報の普及支援を行うため、九頭竜川流域防災センター及び鳴鹿大堰において一般の方への案内補助及び問い合わせに対する説明を、各種資料を有効活用して実施する広報業務である。
- (3) 履行期限 平成31年4月1日から平成32年3月31日
- (4) 履行場所 福井県吉田郡永平寺町法寺岡（九頭竜川流域防災センター及びその周辺）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。
なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。
また平成31年4月1日時点において、平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の近畿又は東海・北陸地域の競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。なお、一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者は、下記に示される「活動実績及び活動実施体制」について

て有するものであること。

・活動実績

企画提案書を提出する者は、平成26年度以降公示日までの過去5年間の各年において、九頭竜川流域に係る河川防災情報普及又は河川環境啓発に関する継続的な実績を有していること。

(平成30年度完了予定も対象に含み、再委託による業務の実績は含まない)

(過去5年間の各年度に1件以上の実績)

・活動実施体制：業務の実施に必要な体制の確保

- (6) 福井河川国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実面的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

近畿地方整備局福井河川国道事務所 経理課 上席専門職

電話0776-35-2664 FAX0776-35-2955

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成31年2月15日（金）から平成31年3月1日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及びを除く毎日、9時00分から16時00分まで。

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成31年3月1日（金） 正午

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

実施日：平成31年3月4日（月）～平成31年3月6日（水）

場所：近畿地方整備局 福井河川国道事務所

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務は平成31年4月1日に契約締結し、同日より履行を開始する。
なお、本業務は平成31年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件に履行開始する予定としているため、本業務に係る平成31年度予算の成立及び支出負担行為計画示達が4月2日以降となった場合には、契約締結は支出負担行為計画示達日とする。
また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。